

販売委託契約書

委託会社（以下、甲といいます）と受託会社（以下、乙といいます）は、甲が製造・発売する録音物および録画物の販売業務に関し、次の通り契約を締結します。

第1条(目的)

1. 甲は乙に対し、本契約期間中、甲が製造・発売する録音物および録画物(以下、本件商品といいます)を日本国内の市販ルート(乙の販売特約店および卸売業者をいいます。以下、これらを特約店等といいます)で販売することを独占的に委託し、乙はこれを受託します。
2. 甲は乙に対し、前項の目的のため、本契約期間中、本件商品を継続的に供給します。

第2条(仕切価格・販売手数料)

1. 乙から特約店等への仕切価格は、本件商品の税抜小売価格の____%とします。
2. 乙が甲より仕入れる価格は、前項に定める仕切価格と同額とします。
3. 甲は乙に対し、乙から特約店等への本件商品の総売上額の〇〇%を販売手数料として支払うものとします。

第3条(営業施策)

本件商品に関わる営業施策については、甲乙が別途協議してこれを決定するものとします。

第4条(商品の引渡し)

1. 甲は、乙の受託注文書で定める納入場所または住所にて、乙または乙の指定する者に本件商品を遅延なく引渡すものとします。
2. 前項の本件商品の引渡しに係る費用(運送費、梱包費等)は、甲の負担とします。
3. 本件商品の所有権は、甲が乙の指定する納入場所または住所に納入した時点では甲が有します。乙は、本件商品を特約店等に出荷した時点で、その所有権は甲から乙に自動的に移転するものとします。

第5条(危険負担)

甲から乙への引渡し前に生じた本件商品の滅失、破損、変質、不完全梱包等の責任および損害については、甲の負担とします。また、本件商品が乙に納入された後の移動中の事故についての責任および損害については、乙の負担とします。

第6条(返品)

1. 乙が本件商品の納入後 6 か月以内に、本件商品の不良、毀損、破損等を発見し、甲が自己の責に帰するものと確認した場合、甲は無償にて良品と交換するものとします。
2. 甲は、特約店等からの返品を乙が特約店等から買い戻した価格と同一価格で乙から買い戻すものとします。ただし、前月の仕入総額の 10%を当月の返品総額の上限とし、それを超える返品はできないものとします。

第7条(仕入代金の支払い)

1. 乙は甲よりの仕入総額、販売手数料および返品額を月次報告(帳簿在庫表)をもって甲に毎月通知するものとします。
2. 甲は、乙に納入した本件商品を毎月末日に締切り、当月分の売上げを一括して乙に請求するものとします。乙は、当月分の仕入代金から販売手数料および返品額を控除した額を甲から請求書を受領した日の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に現金振込にて支払うものとします。なお、振込手数料は

乙が負担するものとします。

3. 万一、当月分の販売手数料および返品額の合計額が仕入代金を上回る場合、乙は甲に対し、差額を請求するものとし、甲は請求書の受領後、翌月末日までに支払うものとします。なお、振込手数料は甲が負担するものとします。

第8条(受託業務)

乙は、受託業務として、下記の業務を行うものとします。

- ① 中央倉庫、拠点倉庫の在庫管理業務。
- ② 販売、商品管理その他にかかわる諸データおよび情報の提供。
- ③ 特約店等に対する受注および物流業務。
- ④ 特約店等に係わる販売促進業務の実務。
- ⑤ 地方宣伝業務(宣伝見本品の配布、キャンペーン等)。

第9条(販売促進)

甲は、乙が本件商品の販売促進のために必要な資料及び情報(ジャケット写真、コメント、試聴用レコード等)を乙に提供し、乙はこれを本件商品の販売促進のために無償で 사용할ことができます。

第10条(費用負担)

乙は、本件商品の販売業務を遂行するにあたり、下記の費用を負担するものとします。

- ① 販売に要する費用(セールスパーソン等の人件費、旅費等)。
- ② 販売用具に要する費用(注文書等)。
- ③ 物流費(物流会社の中央倉庫より拠点までの費用を含む)。
- ④ 管理に要する費用(人件費、電算費用等)。

第11条(著作権)

本件商品に係る著作権法上の一切の権利は、甲に帰属するものとします。

第12条(保証)

甲は乙に対し、本件商品は甲によって適法に製造されたものであること、また製造物責任法および民法が求める安全性が確保されていることを保証します。したがって、万一、第三者より乙に対して、何らの権利の主張または異議の申立て、損害賠償その他の請求がなされた場合は、甲は自己の責任と負担をもってこれを解決し、乙に一切の迷惑や負担を及ぼさないことを約束します。

第13条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、____年__月__日から____年__月__日までの2年間とします。
2. 前項にかかわらず、本契約の期間満了の3か月前までに、甲または乙が相手方に対して文書による通知がない限り、本契約はさらに1年間延長し、その後も同様とします。

第14条(権利譲渡)

甲乙は本契約に基づいて取得した権利または契約上の地位の全部もしくは一部を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡または質入することができないものとします。

第15条(反社会的勢力との取引排除)

1. 甲乙は、次に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己および自己の役員・株主(以下、関係者といいます)が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)でないこと

- (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、相手方は他方当事者に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第16条(契約違反)

1. 甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。
2. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続の申立てを受け、または自ら申立てをした場合

第17条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第18条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有します。

年 月 日

甲

乙